

■ みなし寡婦について

平成30年7月27日に「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」が施行されました。これにより、9月1日以降は、「未婚のひとり親」を寡婦（寡夫）とみなして利用料を決定することになります（詳細は資料4参照）

まず、語句の確認です。

「母子（父子）」

配偶者（内縁関係を含む）が死亡または離婚により、配偶者がいない状態となり、その後も婚姻せず20歳未満の児童を扶養している状態

「寡婦（寡夫）」

母子（父子）であった状態からこどもが成人し、現在も配偶者がいない状態

母子（父子）、寡婦（寡夫）は地方税法上の寡婦控除の対象となります（前年度の所得が125万円以下であれば非課税となる（地方税法第24条）など）。

障害福祉サービス、障害児福祉サービスの利用料などは、その控除後の金額をもとに算定することになります。

しかし、母子（父子）、寡婦（寡夫）はかつて配偶者がいたことが前提であるため、そもそも婚姻をせずに子どもがいる「未婚のひとり親」は母子（父子）や寡婦（寡夫）に該当せず控除の適用がありません。婚姻をしていたかどうかで自己負担額が変わる恐れがあります。

この不都合を解消するために、平成30年9月以降は「未婚のひとり親」を寡婦（寡夫）とみなして障害福祉サービスの自己負担額を算定することになりました。